

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集

### 発生させません！ローラー巻き込み

#### 改良に改良重ね防止装置開発

鹿島建設 関東支店 栃木営業所

## ニュース

### 食品製造で安全カバー義務化

厚労省 改正安衛則を10月施行予定

### 空調衛生設備業の現場は、今

### タイムリーな教育を提供

東京空調衛生工業会

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2182

2013

3

15





## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21岩手会  
古山社会保険労務士事務所

所長 古山幸夫

第149回

レクリエーションのバレーでジャンプし脛骨を複雑骨折

### ■ 災害のあらまし ■

製造業を営むA社は、毎年一定の時期にレクリエーション活動を実施している。その年は、午前中に球技大会を実施し、午後からはお決まりのビアパーティーを予定していた。その午前中の球技大会で今回の事案が発生した。

バレーボールの試合を行っている時に、社員Bがジャンプをして着地をした際に足を捻ったりしたわけでもなく普通に着地した。ところが着地をした瞬間、脛骨が激痛に襲われたためその場で転倒をし、救急車で病院に搬送され、複雑骨折と診断され全治3カ月という重症で入院となった。

当日の参加状況は、強制参加ではなかった。しかし、参加をしない者は欠勤扱いとなり、また有給休暇がある者については有給休暇を取得していた。さらに、このレクリエーションにおいては午前のスポーツ後はビアパーティーを行うということもあり、その日は飲酒を伴うものであったため、一旦会社に全員が集合してバスを利用して会場まで移動した。

### ■ 判断 ■

Bは、通常の勤務ではなく、レクリエーション中であつたが、会社の指示により参加していた。レクリエーションに不参加の社員は、欠勤または有給休暇扱いであった。さらに、レクリエーションに関するバス代、会場費、飲食代などの経費は会社で負担していたことなどから業務起因性が認められ業務上と判断された。

### ■ 解説 ■

業務災害と認定されるには、業務起因性が必要となるが、業務起因性とは、業務に

内在する危険有害性が現実化したと経験則上認められることが必要となる。その前提としては、労働者が、使用者の指揮命令下にある状態つまり業務遂行性が必要となってくる。

この場合の業務とは本来の業務に限定されるものではなく、準備や後始末、生理的な必要行為など本来の業務に付随する行為も業務とみなされる。業務遂行性を一言でいうと、労働契約に基づいて使用者の指揮命令に従う立場にある状態と考えられる。

例えば、休憩時間中に事業所内で休憩をしている場合や使用者からの命令により会社行事に参加している場合でも業務遂行性が認められる場合がこれにあたる。ただし、業務起因性を判断するにあたっては業務遂行性が必要となるが、業務遂行性があるからといって必ずしも業務起因性が認められるとは限らない。

どのような場合かという私的な行為や恣意的な行為を行い、それが原因となって災害が発生したような場合などにあつては、いかに使用者の管理下にあつたとしても業務災害とは認められない。

以上の点から今回のレクリエーション中の負傷は、業務上と判断された。

今回の例では、厚生労働省から類似の件に関する通達(昭32・6・3基発第465号)により判断基準が示されている。

①運動競技会は、同一事業場または同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること。

②運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には、欠勤したものと取り扱われること。

以上の要件を満たすことにより業務災害と認定されることとなる。

では、①、②の要件を満たすためには、



何を持って判断するかが問われる。

今回のケースでは、一旦は会社に全員が集合してタイムカードに記録をしており、更にレクリエーションに参加しない社員がいたのであるが、有給休暇を取得し有給休暇届が提出されていた。

これらの点から①、②の要件には該当することは当然であるが、ここで認定するための補強材料として施設の利用状況、経費の支払い状況などが問題となる。

施設利用の申込者は会社名になっており申込書控えによりこれを確認することができ、また経費の支払いにおいても領収書の宛先が会社名となっていたため特に問題となることなく業務上と認定された。

施設利用の申込者や領収書の宛名が個人名になっていたような場合は、判断材料としては弱くなっていたと考えられる。

今回は、社内文書もしっかりしており、社外の文書も明確であったため業務上とされたが、同じような内容でありながらも文書による記録がずさんであったために業務外と判断された事例もあると思われる。

業務災害といえば、真っ先に危険有害作業を思い浮かべるがレクリエーションといえども負傷すれば事故には違いない。